

令和4年10月14日

令和4年度（第76期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局経理課経理係

私事旅行について

司法修習生が、実務修習及び集合修習に参加する場合には、原則として旅費が支給されます。この旅費は、国の予算から支給されるため、公費の適正な支出という観点から、この旅行日の前後に私事旅行を行うこと（以下「私事旅行」という。）は自重する必要があります。裁判官を含む裁判所職員が公務出張の前後に私事旅行を行う場合は、その都度旅費支給の可否が判断されており（裏面の取扱要領参照）、司法修習生についても、職員に準じて旅費支給の可否を判断することになります。国民の目から見て、私事旅行が主な目的ではないかなどといった疑念を招き、世間の批判を招くことのないようにしてください。

については、旅行日の前後に私事旅行を行おうとする場合には、別紙の書面を配属された地方裁判所（以下「配属庁」という。）の修習事務担当者に提出し、旅行命令権者の承認を受けてください。承認がない場合には、旅費が支給されない（支給済みの場合には返納させる）ことがあります。

なお、配属庁によっては、書面様式や提出時期が異なることがありますので、修習事務担当者の指示に従ってください。

参考：裁判官を含む裁判所職員の場合の公務出張前後に私事旅行がある場合の取扱要領

私事旅行の取扱要領

1 公務出張の前後に私事旅行を行う場合の取扱い

公務出張の前後に旅行命令と出発日又は帰着日が異なる私事旅行を行う職員は、事前に私事旅行を含む旅行日の申請をし、旅行命令権者又は旅行命令権者が指定した者（以下「旅行命令権者等」という。）の承認を得なければならない。

2 私事旅行を承認する場合

旅行命令権者等は、公務出張の前後にする私事旅行が次の(1)及び(2)をいずれも満たすものであるときは、これを承認することとする。

(1) 私事旅行の目的が次のアからエまでのいずれかであること。

ア 単身赴任者等の自宅への帰宅

イ 実家、親戚宅の訪問

ウ 出張地における職場関係者との懇談

エ アからウまでと同視すべき特別な事情があると認められる場合

(2) 当該私事旅行が、旅行命令上の出発日又は帰着日に接着した週休日、休日又は暦日1日以内の年次休暇を利用して行われるものであること（これらを組み合わせて利用する場合を含む。）。

3 申請手続等

公務出張の前後に私事旅行を行おうとする職員は、公務出張の出張計画書等に当該私事旅行の旅行日及び事由を付記するなどの方法により、私事旅行を含む旅行日の申請をする。

旅行命令権者等は、これを承認した場合には、旅行命令簿の備考欄等に「○日に出発することを認める。」又は「○日に帰府することを認める。」などと入力又は付記する。

4 旅費の支給

(1) 交通費

ア 公務の前に私事旅行がある場合

(ア) 私事旅行が承認された場合

在勤官署から出張目的地までの交通費を支給する。

(イ) 私事旅行が承認されなかった場合

在勤官署から出張目的地までの交通費を上限として、私事旅行の滞在先から出張目的地までの交通費を支給する。

イ 公務の後に私事旅行がある場合

(ア) 私事旅行が承認された場合

出張目的地から在勤官署までの交通費を支給する。

(イ) 私事旅行が承認されなかった場合

公務から離脱した後の交通費は支給しない。

(2) 日当・宿泊料

私事旅行についての承認の有無にかかわらず、私事旅行中の日当・宿泊料は支給しない。

(別紙様式)

令和 年 月 日

地方裁判所長 殿

組 番 (実務修習地)

氏名

下記のとおり旅行命令の旅行日と異なった日に旅行するので、承認してください。

記

1 実際の旅行日 令和 年 月 日

2 旅行命令の旅行日と異なった日に旅行する事由

- (1) 自宅、実家又は親戚宅（子、祖父母、兄弟姉妹宅）への帰宅又は訪問
- (2) 修習に参加するための住居移転等に必要な用務
- (3) その他（具体的に記載すること。）

(注1) 該当する箇所の□欄にレを記入する。

(注2) 導入修習及び分野別実務修習参加のための旅行の際には本書面の提出を要さない。